

高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う関係条例の
整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う関係条
例の整備に関する条例

(熊本市情報公開条例の一部改正)

第1条 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の一部を次のように改正す
る。

第13条中「すべて」を「全て」に改める。

附則に次の1項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措
置)

- 8 高遊原南消防組合の解散の際現に同組合が保有していた文書等で同組合の解散
の日後本市が保有するもの及び宇城広域連合からの脱退の際本市が同広域連合
から引き継ぐ文書等については、附則第2項第1号の規定は適用せず、同項第2
号中「この条例の施行の日」とあるのは、「平成26年4月1日」と読み替えて、
同号の規定を適用する。

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)の一部を次のように改
正する。

第6条第1項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 1 1 条第 2 項、第 1 2 条第 2 項及び第 1 2 条の 2 第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 3 4 条第 1 項中「手続き」を「手続」に改める。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

1 5 平成 2 6 年 4 月 1 日前に高遊原南消防組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに係る第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「個人情報」とあるのは、「個人情報（旧高遊原南消防組合における職務上知り得た個人情報を含む。）」とする。

1 6 高遊原南消防組合の解散の際現に同組合が保有している個人情報又は宇城広域連合からの脱退の際現に同広域連合が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務に係る第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、平成 2 6 年 4 月 1 日以後遅滞なく」とする。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 2 6 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

4 平成 2 6 年 4 月 1 日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前に旧高遊原南消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 2 年条例第 1 1 号）第 2 条の規定又は宇城広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 1 9 年宇城広域連合条例第 1 6 号）第 2 条の規定により受けた承認については、第 2 条の規定による本市の任命権者の承認とみなす。

(熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

- 4 平成26年4月1日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前において旧高遊原南消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例(平成2年条例第10号)又は宇城広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例(平成19年宇城広域連合条例第15号)に基づき行ったサービスの宣誓は、この条例の規定に基づく宣誓とみなす。

(熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例(昭和28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

- 4 平成26年4月1日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに対して同日前になされた旧高遊原南消防組合職員の分限の手続及び効果に関する条例(平成2年条例第7号)及び旧高遊原南消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成2年条例第9号)の規定又は宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成19年宇城広域連合条例第12号)及び宇城広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成19年宇城広域連合条例第13号)の規定による分限及び懲戒の手続及び効果は、この条例の相当規定による手続及び効果とみなす。

(熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

- 4 平成26年4月1日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合(以下「旧組合等」

という。)の職員であった者で引き続き本市の職員となったもののうち同日前に旧組合等の任命権者により育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けた者については、本市の任命権者の承認を受けたものとみなしてこの条例の規定を適用する。

(熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第4項中「手続き」を「手続」に改める。

附則中第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

第5条 平成26年4月1日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合(以下「旧組合等」という。)の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前に旧高遊原南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第2号。以下「旧高遊原南消防組合条例」という。)又は宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年宇城広域連合条例第17号。以下「宇城広域連合条例」という。)の規定により承認を受けた病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇については、この条例の相当規定により本市の任命権者の承認を受けたものとみなす。

2 平成26年4月1日前に旧組合等の職員であった者で引き続き本市の職員となったものの同日から同年12月31日までの年次有給休暇の日数については、第11条の規定にかかわらず、同年3月31日における旧高遊原南消防組合条例又は宇城広域連合条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

(熊本市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第8条 熊本市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措

置)

- 7 平成26年4月1日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者
で引き続き本市の職員となったものに係る第2条の規定の適用については、その
者の本市の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間は、本市の職員と
しての勤続期間とみなす。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提出理由)

本市への高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴い、
関係条例の規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。